

発消予第169号
令和6年2月14日

各 位

消 防 局 長
(予防部予防課 打田 212-6677)

令和6年春の火災予防運動の実施に係る協力について (お願い)

立春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、消防行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も3月1日(金)から同月7日(木)までの1週間、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

本市においては、運動を通じて、市民の皆様に防火意識を一層高めていただき、火災や火災による死傷者の発生を防止し、「安心で安全なまちづくり」を推進します。

つきましては、下記のとおり運動を展開しますので、本運動の趣旨を御理解いただき、関係者の皆様と共々、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

第1 目的

本運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、市民一人一人の防火意識を高め、火災や火災による死傷者の発生を防止することを目的とします。

第2 期間

令和6年3月1日(金)から同月7日(木)まで

第3 全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」



第4 重点推進事項

1 出火防止対策の推進

- (1) 安全な喫煙場所及び吸い殻の正しい後始末等のたばこ火災に関する出火防止の周知
- (2) 暖房器具の正しい使用方法の周知
- (3) こんろ周り、コード及びコンセントの清掃や点検の推奨
- (4) 木造密集地域など、署状に応じた的を絞った防火指導の実施

2 高齢者を中心とした焼死者防止対策の推進

- (1) 住宅用火災警報器の設置、定期的な作動点検及び適切な本体交換の普及啓発
- (2) 高齢者福祉団体等と連携した防火指導の実施

3 乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進

- (1) 空気が乾燥しやすい時季を踏まえた、たき火等の屋外における火気管理の徹底
- (2) 林野火災の防火啓発の実施

4 放火防止対策の推進

地域の主体的な放火防止対策の推進

5 事業所の防火対策の推進

- (1) 査察等の機会を捉えた飲食店に対する出火防止指導の徹底
- (2) 今年度査察を実施した対象物のうち、法令違反が是正されていない対象物への更なる指導

